

外内マドプロ転換出願操作説明書

以下は外内マドプロ「国際登録の取消し後の商標登録出願の特例」（68条の32及び68条の33）の説明です。

（1）条文関係及びそれに対応する KEMPOS の概要の説明

1. マドプロの基礎登録がセントラルアタックによって消滅した場合、又は国際登録の名義人がその資格を喪失したことによって消滅した場合に、日本を指定国とする国際登録商標を、通常の商標出願として再出願（マドプロ転換出願）することができます。そのための手続きの説明です。

上記は以下の2つの条文によって規定されているものです。

第68条の32（国際登録の取消し後の商標登録出願の特例） 議定書第6条(4)の規定により日本国を指定する国際登録の対象であつた商標について、当該国際登録において指定されていた商品又は役務の全部又は一部について当該国際登録が取り消されたときは、当該国際登録の名義人であつた者は、当該商品又は役務の全部又は一部について商標登録出願をすることができます。

- 2 前項の規定による商標登録出願は、次の各号のいずれにも該当するときは、同項の国際登録の国際登録の日（同項の国際登録が事後指定に係るものである場合は当該国際登録に係る事後指定の日）にされたものとみなす。
 - 一 前項の商標登録出願が同項の国際登録が取り消された日から三月以内にされたものであること。
 - 二 商標登録を受けようとする商標が前項の国際登録の対象であつた商標と同一であること。
 - 三 前項の商標登録出願に係る指定商品又は指定役務が同項の国際登録において指定されていた商品又は役務の範囲に含まれていること。
- 3 第1項の国際登録に係る国際商標登録出願についてパリ条約第4条の規定による優先権が認められていたときは、同項の規定による商標登録出願に当該優先権が認められる。
- 4 第1項の国際登録に係る国際商標登録出願について第9条の3又は第13条第1項において読み替えて準用する特許法第43条の2第2項の規定による優先権が認められていたときも、前項と同様とする。
- 5 第1項の規定による商標登録出願についての第10条第1項の規定の適用については、同項中「商標登録出願の一部」とあるのは、「商標登録出願の一部（第68条の32第1項の国際登録において指定されていた商品又は役務の範囲に含まれているものに限る。）」とする。

第68条の33（議定書の廃棄後の商標登録出願の特例） 議定書第15条(5)(b)の規定により、日本国を指定する国際登録の名義人が議定書第2条(1)の規定に基づく国際出願をする資格を有する者でなくなつたときは、当該国際登録の名義人であつた者は、当該国際登録において指定されていた商品又は役務について商標登録出願をすることができます。

- 2 前条第2項から第5項までの規定は、第1項の規定による商標登録出願に準用する。この場合において、前条第2項第一号中「同項の国際登録が取り消された日から三月以内」とあるのは、「議定書第15条(3)の規定による廃棄の効力が生じた日から二年以内」と読み替えるものとする。

マドプロ転換出願は国際登録日（国際出願日と同日）に出願されたものとみなされます。事後指定の場合は、事後指定の日に出願されたものとなります。先願の判断は、国際登録日又は事後指定日を出願日とみて行われます。

2. 登録になった場合の存続期間の計算は、登録日ではなく国際登録日を基準に行われます。

(商標権の設定の登録の特例)

第68条の36 (存続期間の特例) 前条に規定する商標権の存続期間は、当該出願に係る国際登録の国際登録の日 (当該国際登録の存続期間の更新がされているときは、直近の更新の日) から十年をもつて終了する。

2 前項に規定する商標権の存続期間については、第19条第1項の規定は、適用しない。

19条は以下のとおりです。

(存続期間)

第19条 商標権の存続期間は、設定の登録の日から10年をもつて終了する。

2 商標権の存続期間は、商標権者の更新登録の申請により更新することができる。

3 商標権の存続期間を更新した旨の登録があつたときは、存続期間は、その満了の時に更新されるものとする。

(2) KEMPOS の入力作業

- ・マドプロの出願種別は「商標 (MP 転換)」となります。

出願種別設定

国分類 JP 法分類 商

種別ID 147 Code T1 出願国 日本 法分類 商

並び順ID 141 種別名 商標(MP転換)

手続分類 商標 種別英名 Trade Mark

各種設定 期限設定 年金設定

維持年金 出願時納付 0 調整期間

存続期限区分 期限の短いも **存続期限A 国際登録日 10 最大年数**

満了日計算 存続期限B なし 0 延長期間 延長手続

年金納付期限 なし 設定納付年 0 最終納付年

年金起算区分 年金納付年 1 年金初行設定区分

更新登録期間 10 更新期限 6 0 使用証明期限起算 なし

更新起算調整 翌日起 使用証明期限期間 初 次

使用証明期間

- ・存続期限の起算日は「国際登録日」となっています。

- ・商標 (MP 転換) の入力手続きです。

各国手続設定

147 JP 日本

使用可能手続の印刷 手続定義の追加

Code	国名	工程分類	手続定義ID	手続詳細	IDS Rep	IDS 対
JP	日本	出願	出願(MP転換)	出願(MP転換)(日付を出願日に転記しない)	<input type="checkbox"/>	
JP	日本	審査	国際登録(外内)	国際登録(マドプロ外内)	<input type="checkbox"/>	
JP	日本	審査	事後指定(外内)	事後指定発効(マドプロ外内)	<input type="checkbox"/>	
JP	日本	審査	国際登録取消3M	国際登録取消(マドプロ外内: 出願期限3ヶ月)	<input type="checkbox"/>	
JP	日本	審査	国際登録取消2Y	国際登録取消(マドプロ外内: 出願期限2年)	<input type="checkbox"/>	
JP	日本	審査	願番通知	出願番号通知	<input type="checkbox"/>	
JP	日本	審査	公開	出願公開	<input type="checkbox"/>	
JP	日本	審査	公決	公告決定	<input type="checkbox"/>	
JP	日本	審査	公告	出願公告(これに伴う期限計算なし)	<input type="checkbox"/>	
JP	日本	審査	登録査定	登録査定(設定納付期限の計算あり)	<input type="checkbox"/>	
JP	日本	審査	納付(商)	設定納付(分割納付の指定あり)	<input type="checkbox"/>	
JP	日本	審査	登録(商)	登録(存続期限・商標更新期限の計算あり)	<input type="checkbox"/>	
JP	日本	審査	登録公報	登録公報	<input type="checkbox"/>	
JP	日本	特許庁から指令・通知	拒絶査定	拒絶査定	<input type="checkbox"/>	
JP	日本	特許庁から指令・通知	補正却下	補正却下	<input type="checkbox"/>	
JP	日本	特許庁から指令・通知	異議決定(公告)	異議決定(公告異議)	<input type="checkbox"/>	

- ・通常の商標出願に「出願 (MP 転換)」「国際登録取消 3M」「国際登録取消 2Y」が追加されています。

- ・商標 (MP) の期限設定です。

手続期限設定

応答期間設定

出願種別 147 手続ID

現地代理人 指示 期限

共通種別	国名	商標(MP)	期限を発生する手続	期限題名	起算日	応答期限		延長期限		回答期限		通知期限		原稿期限		作成	送付	外国	回答起算	
						国内	外国	国内	外国	国内	外国	国内	外国							
	日本	商標(MP)	国際登録取消(マドプロ外内:出)	出願期限	手続日	-3	-3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	手続日
	日本	商標(MP)	国際登録取消(マドプロ外内:出)	出願期限	手続日	-24	-24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	手続日
	日本	商標(MP)	無効審判の副本送達	答弁書	手続日	40	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	手続日
	日本	商標(MP)	取消審判の副本送達	答弁書	手続日	40	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	手続日
	日本	商標(MP)	補正指示	補正書	手続日	40	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	手続日
	日本	商標(MP)	期間延長2	@EX2 EX1	なし	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	手続日
	日本	商標(MP)	期間延長3	@EX3 EX1	なし	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	手続日
	日本	商標(MP)	登録査定(設定納付期限の計算)	設定納付	手続日	30	30													
	日本	商標(MP)	登録公報	異議受け	手続日	-2	-2													
	日本	商標(MP)	拒絶査定	審判請求	手続日	-3	-3													
	日本	商標(MP)	補正却下	審判請求	手続日	-3	-3													
	日本	商標(MP)	異議(受)	答弁書	手続日	30	30													
	日本	商標(MP)	取消理由通知	異議意見	手続日	40	-3													
	日本	商標(MP)	訂正拒絶理由通知	意見書	手続日	40	-3													
	日本	商標(MP)	被異議における取消決定(負け)	出訴	手続日	30	30													

- ・国際登録取消 (マドプロ外内: 出願期限 3 か月) が追加されています。
- ・国際登録取消 (マドプロ外内: 出願期限 2 年) が追加されています。

国際登録が取消しとなった場合の出願期限の設定のためのものです。

セントラルアタックによる場合 (68条の32) は3か月、資格消失の場合 (68条の33) の場合は2年を選択します。

1. 受任時

受任は、依頼者からマドプロ転換出願の出願依頼を受け付けたところから始まります。

最初にマドプロの基礎情報（国際登録・事後指定）を入力し、次に「国際商標取消」を入力し出願期限を設定します。

- マドプロ転換出願の新規入力の画面です。

- 出願種別は「商標(MP転換)」を選択します。
- 出願人及び代理人（出願人直接の場合は不要）を入力します。

- ・最初に基礎情報である「国際登録」の入力を行います。

出願手続 経過手続 国際登録

New Edit Delete IDS提出 転記

IDS 追完 期限補正 請求書 提出書 通知状 受任票

登録日 2012年3月3日 経表示 DNTrn 添付DN 任意期限

送付日 クレーム減縮

受領日 2015年8月2日 3255 印刷済

WF納品日

経過 引例 包袋

管理/技術 事務/翻訳 補助担当

国際登録番号 3335555 発送番号

- ・「国際登録」入力後の出願台帳画面です。

出願台帳 完全一致 整理番号 150802-01 Report Preview Print 自願 内内 商 手続追加

出願台帳(横) 選択表 Revival Copy Edit All Entry New Write Delete

整理番号 150802-01 1098 出願台帳(横) 1098 出願日 2012年3月3日 公開日 登録日 3335555

出願人 M02 メトラートレード AG 代理人 E01 エーロ パテント ビューロー

存続期限 2022/03/03

出願日 2012年3月3日 公開日 登録日 3335555

出願No. 公開No. 登録No. 3335555

出願ルート 分類数 年金更新 受任他 発明者 権利者 数量 任意期限 請求

出願形態 権利範囲 審査経過 出願書誌 図面包袋 外国出願 外国期限 案内

関連 編集 進捗 抽出 包袋 包袋 編集 全期限

商標 English 特例出願 印刷済 限定表示

国際出願 願番 国際公開 開番 国際登録 2012/03/03 登番 3335555 仮出願日 仮登

EP指定国登録番号 IDS期間 IDS提出 翻訳担当者 補助担当1

- ・「国際登録日」「国際登録番号」がセットされています。
- ・「出願日」に国際登録日がセットされています。
国際登録日に出願されたものとして、先願・後願の判定がなされます。
- ・存続期限に国際登録日から10年後の日付がセットされています。

- ・事後指定の場合は事後指定の入力を行います。

- ・「事後指定」入力後の出願台帳画面です。

- ・「出願日」に事後指定日に書き換えられています。
- ・存続期限は変更されません。(国際登録日から10年です)

- ・国際登録取消 3 Mを入力します。

- ・取消日から3か月で出願期限が設定されます。(セントラルアタックによる取消の場合) 資格喪失による取消しの場合は「国際登録取消 2 Y」を入力します。

- ・国際登録取消 3 M入力後の出願台帳画面です。

- ・「出願期限」が設定されています。

- ・ 出願 (MP 転換) を入力します。

- ・ 出願 (MP 転換) 入力後の出願台帳画面です。

- ・ 出願の入力日は、出願日には転記されません。
この場合、事後指定で設定した出願日が維持されます。
- ・ 応答期限 (出願期限) はクリアされます。

- ・設定納付の入力画面です。

出願手続 経過手続 設定納付

New Edit Delete IDS提出 転記

IDS 追完 期限補正

請求書 提出書 通知状 受任票

納付日 2015年11月30日 経表示 DNTrn 添付DN

応答元指令 任意期限

納付形態 通常納付 送付日 クレーム減縮

受領日 2015年8月2日 印刷済

WF納品日

経過 引例 包袋

管理/技術 事務/翻訳 補助担当

- ・設定納付は通常の商標と同じです。
ここでは「通常納付」で10年分納付したものとします。
- ・登録の入力です。

出願手続 経過手続 登録

New Edit Delete IDS提出 転記

IDS 追完 期限補正

請求書 提出書 通知状 受任票

登録日 2015年12月12日 経表示 DNTrn 添付DN

応答元指令 任意期限

送付日 クレーム減縮

受領日 2015年8月2日 印刷済

WF納品日

経過 引例 包袋

管理/技術 事務/翻訳 補助担当

登録番号 5566447

発送番号

- ・登録は通常の商標と同じです。ただし、存続起算の起算日は登録日ではなく、国際登録日となります。

- ・「登録」入力後の出願台帳画面です。

出願台帳

整理番号 150802-01

更新期限 2021/09/04

存続期限 2022/03/03

国際出願	願番	
国際公開	開番	
国際登録	登番	3335555
仮出願日	仮番	

- ・ 存続期限は国際登録日から10年となります。
- ・ その他は通常の商標と同一です。
- ・ 商標(MP転換)の出願種別の設定です。

出願種別設定

種別ID 147 Code T1 出願国 日本 法分類 商

並列種別ID 143 種別名 商標(MP転換)

手続分類 商標 種別英名 Trade Mark

各種設定 期限設定 年金設定

維持年金 出願時納付 0 調整期間

存続期限区分 期限の短いも 存続期限A 国際登録日 10 最大年数

満了日計算 存続期限B なし 0 延長期間 延長手続

年金納付期限 なし 設定納付年 0 最終納付年

年金起算区分 年金納付年 1 年金初行設定区分

更新登録期間 10 更新期限 6 0 使用証明期限起算 なし

更新起算調整 翌日起 使用証明期限期間 初 次

使用証明期間

- ・ 存続期限は「国際出願日から10年」と規定されています。

- 更新申請（期限更新あり）の入力です。

- 存続期限が10年更新されます。
- 更新後の出願台帳画面です。

- 存続期限が10年更新され、それに伴う更新期間の初日・末日とも更新されています。存続期限は国際登録日を起算日として計算されています。